かべ新聞

2018年3月20日 第206号

東京第一運輸所分会

ボーナスカット者、大量発生か?

かべ新聞205号で「規程類の訂正に伴う超勤を支払え」と訴えた。 ところで今回の規程の訂正では"訂正の直後に再訂正の資料"が配られた。その量は数十ページにも及ぶ・・・。誰もが「どういうこと?」 「訂正資料を見直さずに配布していたの?」と非難ごうごうである。 会社は訂正資料の照合も校正もしていなかったという事だ。

さて、私たちは今「ボーナスカット裁判」で会社と対峙している。私たちの提出した訴状には地方苦情処理会議で会社側委員から10項目の注意指導がカット理由として上げられていると記している。今後、詳細を掲示にするが10項目の中に「乗務報告書に誤った記載や記載れがあった」と書かれている。これが苦情処理会議でのボーナスカットを正当化する根拠となっているのだ。

話しを冒頭の規程の訂正に当てはめてみよう。今回の規程の再訂正は「(訂正資料に)誤った記載があった」という事になる。これが数十ページに及んだのであれば、そのことに関与した社員はかなりの

規模でボーナスカットの対象だろう。あれだけの 訂正だ!へたをするとボーナス全額カットにも値 しないか?職場の管理者の方たちで深刻な表情 の方は見られない。カットはなかったのだろか? 裁判でも聞いてみたいものだ。

